



福岡医発第2884号(地)
令和3年 2月 9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築につきましては、本年1月21日付日医通知（健Ⅱ440F）において、日本医師会より医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築についてご連絡があつていところす。

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、先に医療従事者等への接種、次に高齢者と定められており、高齢者施設においても入所者への接種について準備を進める必要があることから、厚生労働省より高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務連絡が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、高齢者施設において活用されることが想定される様式につきましては、日本医師会文書管理システム内の「お知らせ」にデータがアップロードされる予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会 長 島田昇二郎

(健Ⅱ462)(介196)
令和3年2月3日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築につきましては、本年1月21日付(健Ⅱ440F)において、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築についてご連絡させていただいたところです。

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、先に医療従事者等への接種、次に高齢者と定められており、高齢者施設においても入所者への接種について準備を進める必要があることから、今般、厚生労働省より高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

概要は下記のとおりです。なお、高齢者施設の従事者への接種につきましては、添付いたしました別添1の別紙をご参照ください。

また、高齢者施設において活用されることが想定される様式につきましては、日本医師会文書管理システム内の「お知らせ」にデータをアップロードいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 接種対象者

高齢者施設に入所する接種順位が上位に位置づけられる高齢者(※)

※令和3年度中に65歳以上に達する者

2. 接種場所

○接種場所は、大きく「基本型接種施設」※1 及び「サテライト型接種施設」※2 に分けられる。

※1「基本型接種施設」とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設。

※2「サテライト型接種施設」とは、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種を実施する施設。

○ 高齢者施設については、

- ・基本型接種施設、サテライト型接種施設又は市町村が設置する設置会場での接種に加え、それが困難な場合には、これらの接種施設からの巡回接種により実施することも可能である。
- ・介護保険施設のうち医療の提供を行う施設※においては、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、「サテライト型接種施設」として接種を実施することが可能である。

※介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

3. 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、市町村が接種券を発行。
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設が当該施設及びサテライト型接種施設での必要量を合計したワクチンの必要量をV－S Y Sに登録。
- ・国、都道府県及び市町村が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は各都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は各市町村の割り当て量を調整し、③市町村は各医療機関等の割り当て量を調整。
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV－S Y Sで確認。必要に応じてサテライト型設置施設に連絡。
- ・基本型接種施設はワクチンを保管。
- ・基本型・サテライト型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、当該施設の接種予定者に伝達（その他、市町村が設置した会場等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）。
- ・接種の実施。
- ・基本型・サテライト型接種施設はV－S Y Sを通じて接種者数等の報告を行うとともに市町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付。

4. 高齢者施設における具体的な作業

①接種に関する意向の市町村への申告等【2月中旬】

- ・高齢者施設の所在地の市町村から接種体制の説明を受けた後、当該施設の入所者の接種方式の検討を行う。
- ・入所者の接種場所の方針を検討し、市町村へ所定の様式を用いて報告する。その際、当該施設で接種を予定している場合は、被接種予定者数も併せて報告する。
- ・サテライト型接種施設となることを希望する場合、「接種を実施可能にするための手続き」を参照し、集合契約に参加する必要がある。なお、サテライト型接種施設は、基本型施設 1 か所につき 3 か所程度（基本型施設と併せて人口 5,000 人に 1 か所程度）を上限として設置されることが想定されているが、高齢者施設入所者等の接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、設置できる。

②接種を実施可能にするための手続き（サテライト型接種施設となる場合）

- ・サテライト型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、接種の時期までに十分余裕をもって、取りまとめ先に委任状を提出すること。
- ・サテライト型接種施設に対しては、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V－S Y S」という。）の I D とパスワードが送付される。V－S Y S の初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V－S Y S 稼働後速やかに、V－S Y S の初期登録を行うこと。

③入所者への説明及び接種予定者の把握【3月上旬】

- ・高齢者施設は、入所者のうち接種を希望した者に対して、接種券の持参、予診票の記入などが必要であることを説明する。また、入所者が希望する医療機関が、接種実施医療機関であるか確認を行い、市町村の予防接種の手順に沿った対応を行う。接種券については、入所者の住民票記載の住所地に届くことが基本となるため、接種までに入所者の手元に準備する必要がある。原則、住民票所在地の市町村で接種券を用いた接種を行うことが望ましいが、高齢者施設の特徴として、接種場所の例外（住民票所在地以外の場所の接種）を要する入所者が多いと想定されること

から、接種券が入所者の手元に届くまでに時間がかかることに留意する。

- ・高齢者施設は、入所者の接種希望や接種場所の確認を記録するための施設全体のリスト（管理簿等）を作成することが望ましい。その際、高齢者施設の従事者についても含めることが望ましい。当該施設内で接種を予定している場合は、必ず接種予定者リストを作成し、接種予定者が予定日時に接種できるようにする（上記のリストと兼ねることも可）。なお、接種予定者の体調に変化があった場合や予診の結果接種が行われなくなった場合はこの限りではない。
- ・当該施設内で接種を予定している高齢者施設は、接種予定者の人数を把握した上で、サテライト型接種施設については基本型接種施設へ申告し、それ以外の施設等については、接種実施医療機関に申告すること。

④ ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- ・基本型接種施設は自施設でのワクチンの必要量に加え、サテライト型接種施設でワクチンの必要量を把握し、サテライト型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV－S Y Sに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、サテライト型接種施設に連絡することになる。サテライト型接種施設は、接種日時が判明したら、接種予定者へ連絡すること。その他の施設においては、接種実施医療機関から接種日時の知らせがあったら、接種予定者へ連絡すること。基本型及びサテライト型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」を参照すること。

⑤ 高齢者施設の従事者※の接種希望者への証明書の発行【従事者への接種開始前後】

- ・高齢者施設の従事者については、優先的な接種の対象であることを証明する書類等を医療機関で提示することが必要である。そのため、高齢者施設は、接種を希望する従事者（以下「接種予定者」という。）に対し、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を接

種予定者本人に発行する。万が一、ワクチンの供給量等を踏まえ、高齢者施設の従事者であるか否かに関わらず接種できる時期には、「証明書」の提示は不要である。

※介護医療院、介護老人保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により「医療従事者等」の対象とすることができ、この場合、接種順位が上位であることに留意。

⑥ 高齢者施設の入所者との同時期の接種【3月上旬】

- ・市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。
- ・高齢者以外には住民票所在地の市町村から接種券が送付されていないと想定されるため、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要）。従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること（万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要）に留意すること。
- ・高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

【添付資料】

- 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について
（令 3.1.28 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 28 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るために総力を挙げてその対策に取り組んで行く必要があります、その手段のひとつとして「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン」の開発が進められているところです。これを踏まえ、当省健康局健康課から各都道府県衛生主管部（局）を経由し、実施主体である市町村（政令市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）において予防接種体制の構築のお願いをしているところです。

次に接種順位については、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、先に医療従事者等への接種、次に高齢者と定められていることから、高齢者施設（※）においても入所者への接種について準備を進める必要があります。

そのため、円滑な予防接種の推進が図られるよう、高齢者施設を所管する自治体の介護保険部局の協力が極めて重要であり、衛生部局と密に連携しつつ、適切な役割分担のもと、予防接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたしたく、本日付けで別添「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（令和 3 年 1 月 28 日付け健健発 0128 第 1 号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）」を発出したところです。都道府県につきましては、本内容をご了知の上、管内の市町村への周知方よろしく願いいたします。

また、都道府県におかれましても、市町村が円滑な接種を行えるよう協力をお願いいたします。

なお、関連通知につきましては、以下をご参照ください。

- ・ 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

- ・ 第 2 回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会（令和 3 年 1 月 25 日開催）【資料 1 「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」参照】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16252.html

また、過去に開催された自治体説明会の動画を確認されたい場合は、各都道府県又は市町村の衛生主管部局等にお問い合わせください。衛生主管部局等において当該動画が保存されていない場合は、自治体説明会事務局（webinar-v-sys@nri.co.jp）までご連絡ください。

※高齢者施設とは、以下の施設を指す

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 生活支援ハウス

健 健 発 0128 第 1 号
老 高 発 0128 第 1 号
老 認 発 0128 第 1 号
老 老 発 0128 第 6 号
令 和 3 年 1 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 健 康 課 長
厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年1月15日付け健発0115第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第1.1版）」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、医療従事者等への接種の次に高齢者を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり高齢者施設における基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、高齢者施設等の入所者及び従事者に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。その際には、各都道府県におかれましても、市町村が円滑な接種を行えるようご協力をお願いします。

また、別添1から別添3までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。高齢者施設への円滑な予防接種の推進を図るためには、高齢者施設を所管する介護保険部局の役割が極めて重要であり、衛生部局と密に連携しつつ、適切な役割分担のもと、予防接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

なお、医療・介護関係団体等に対しましても、この取扱につき、協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

(添付資料について)

別添 1 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別添 2 市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

別添 3 高齢者施設における入所者等への接種体制の構築

※ 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等については、以下に掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

- ※ 1. (3) に示す事項はファイザー社のワクチンを念頭に置いているため、他社のワクチンを念頭に高齢者施設への接種体制を構築する必要がある場合は、別途考え方等をお示しする。
- ※ 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定している。

1. 高齢者施設への接種の枠組み

(1) 実施主体等

- 高齢者施設の入所者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施主体となり、予防接種の実施に係る集合契約（※）を市町村と締結した医療機関等（※※）において実施する。
 - ※市町村と実施機関（医療機関）の間で締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約をいう
 - ※※医療の提供を行う介護保険施設を含む
- 高齢者施設とは、以下の施設を指す。
 - ・ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
 - ・ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
 - ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅
 - ・ 生活支援ハウス
- 請求方法等の基本的な枠組みについては、一般の住民への接種と同様に、国が用意するワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS（※）」という。）を用いるとともに、住所地外接種に係る接種費用の請求・支払は医療機関等所在地の国民健康保険団体連合会を通じて行うこと。
 - ※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

(2) 対象者

- 高齢者施設に入所する接種順位が上位に位置づけられる高齢者（※）とする。
 - ※令和3年度中に65歳以上に達する者

(3) 接種場所

- 接種場所は、大きく「基本型接種施設」及び「サテライト型接種施設」に分けられる。
 - 具体的には、「基本型接種施設」とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設であり、「サテライト型接種施設」とは、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種を実施する施設である。

- 高齢者施設については、
 - ・ 基本型接種施設、サテライト型接種施設又は市町村が設置する設置会場での接種に加え、それが困難な場合には、これらの接種施設からの巡回接種により実施することも可能である。
 - ・ 医療の提供を行う介護保険施設においては、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、「サテライト型接種施設」として接種を実施することが可能である。

(4) 接種の大まかな流れ

- ・ 接種予定者に対し、市町村が接種券を発行
- ・ 接種予定数を踏まえ、基本型接種施設が当該施設及びサテライト型接種施設での必要量を合計したワクチンの必要量をV－SYSに登録
- ・ 国、都道府県及び市町村が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は各都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は各市町村の割り当て量を調整し、③市町村は各医療機関等の割り当て量を調整
- ・ 基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV－SYSで確認。必要に応じてサテライト型設置施設に連絡。
- ・ 基本型接種施設はワクチンを保管。
- ・ 基本型・サテライト型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、当該施設の接種予定者に伝達（その他、市町村が設置した会場等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）
- ・ 接種の実施
- ・ 基本型・サテライト型接種施設はV－SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付

2. 体制構築に向けた準備の概略

(1) 基本的な考え方

- 高齢者施設については、医療を提供する介護保険施設がある一方で、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の予防接種については、平時の定期接種の接種場所を基本としつつ、ワクチン流通単位の観点から、効率的な接種が求められるとともに、接種後の健康観察も重要であることを念頭に、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行うことが考えられる。

また、介護保険施設の嘱託医等がワクチンの取扱いが困難な場合においては、施設等が市町村へ相談し、市町村は郡市区医師会等と調整を図りながら進めることになることから、予防接種の円滑な推進を図るためにも、市町村の衛生部局と介護保険部局が連携と役割分担を行うことが重要である。

- 市町村内のワクチンの安定的な分配と後述する高齢者施設の従事者の予防接種（別紙参照）を踏まえると、高齢者施設の入所者への接種体制の構築は、市町村が中心となっていくこととなる。

(2) 関係者の役割、関係者間の関係の構築

- 都道府県は、指定している施設一覧を提供する等により、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。
- 市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握し、その上で、高齢者施設に対して、接種体制等の説明を行う。また、高齢者施設の入所者の接種場所を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が、接種実施医療機関に該当しない場合は、

市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。

- 高齢者施設は、平時の定期接種を基本としながら 1（3）の接種場所の検討を行う。さらに、接種場所の検討結果や接種対象者のうち当該施設で接種を予定する者の人数（概算）を事前に市町村へ報告し、必要に応じて接種医や運営方法について相談を行う。また、入所者（または家族）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券、予防接種票の記入等）について説明を行う。

【参考】

- 基本型接種施設、サテライト型接種施設に求められる主な役割等は、具体的には以下のとおりである。
 - ①基本型接種施設（直接ワクチンの配送を受ける接種施設）
 - ・基本型接種施設は、当該施設の接種予定者数のほか、サテライト型接種施設から申告を受けたワクチン数や市町村が設置する会場の接種受け入れ予定数を確認し、V－S Y Sを通じてワクチンの必要数をオーダーし、サテライト型接種施設分等も含めてワクチンを受け取る。
 - ・受け取ったワクチンは、ディープフリーザー又はドライアイス入り保冷ボックスで保管する。
 - ・保管したワクチンは、当該施設での接種に用いるとともに、基本型接種施設又はサテライト型接種施設のいずれかがサテライト型接種施設に移送する。移送方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（初版を令和3年1月18日付け健発0118第2号厚生労働省健康局健康課長通知で提示）を参照する。
 - ・サテライト型接種施設に移送したワクチンについて移送先、移送先ごとのワクチン数を記録する台帳を整備する。
 - ②サテライト型接種施設（基本型接種施設からワクチンを移送して接種する接種施設）
 - ・サテライト型接種施設となることを希望する医療機関等は、移送元となる基本型接種施設とよく協議の上、必要な情報をV－S Y Sに入力する。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
 - ・当該施設の接種予定者に必要となるワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する（サテライト型接種施設は自らV－S Y Sによりワクチンのオーダーを行わない）。
 - ・サテライト型接種施設は、基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内に可能な限り全てのワクチンを使用する。
 - ・移送に要する時間は原則として3時間以内とする。
- 「サテライト型接種施設」においては、ワクチンの適正な管理・追跡を行う観点から、以下の点に留意することが必要である。
 - ・原則としてワクチンの分配を受ける基本型接種施設と同一市町村内に所在
 - ・ワクチンの接種経験がある等の適切にワクチンを扱える医療機関であること
 - ・原則として、基本型接種施設1か所につきサテライト型接種施設3か所程度（基本型接種施設と併せて概ね人口5000人当たり接種施設が1か所）を上限として設置が可能。ただし、高齢者施設入所者への接種のために必要な接種施設はこの限りではない。
 - ・予め基本型接種施設とワクチンの分配について合意した上で、V－S Y Sにおいて、ワクチンの分配を受ける基本型接種施設を指定
- なお、市町村が設置する接種会場についても、求められる役割を果たすことができることを前提に、基本型接種施設又はサテライト型接種施設のいずれかの類型として接種を実施することとなる。

市町村体が接種会場を設ける場合の手続き等については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（1.1版を令和3年1月15日付け健発0115第1号厚生労働省健康局長通知別添で提示）を参照すること。

高齢者施設の従事者への接種について

1. 高齢者施設の従事者の範囲の考え方

高齢者施設の従事者に早期に接種する理由は、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢者の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ優先順位とされている。これを踏まえ、具体的な範囲を定める。

2. 高齢者施設の従事者の範囲

高齢者施設の従事者には、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス等）において、利用者に直接接する職員が、含まれる見込みである。なお、職種は限定しない。（今後の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定）

（対象の高齢者施設の例）

対象の高齢者施設には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住する者が含まれる。なお、介護医療院、介護老人保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合には、施設（または医療機関）の判断により医療従事者等の範囲の対象とできる。また、介護療養型医療施設は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 生活支援ハウス

（対象者を取りまとめる主体）

- ・ 優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」が必要である。そのため、接種を希望する従事者については、施設で「証明書」を発行するため、高齢者施設で取りまとめる。
- ・ 後述の「高齢者施設の入所者と従事者の同時期の接種」を実施する場合も、接種券付き予診票の発行が必要なため、接種を希望する従事者の情報を高齢者施設が取りまとめる。

3. 高齢者施設の従事者の接種体制

- 高齢者施設の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受ける。その際、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を、市町村から発行された接種券とともに持参すること。

- 「証明書」（様式あり）については、従事する高齢者施設において発行する。
- 「証明書」は、接種実施医療機関で回収されない。接種後には医療機関から返却をしてもらい、第2回目も同様の書類を提示する。

（接種順位の特例）

- ・ 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっているが、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

※一定の要件（目安）

- ・ 市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
- ・ ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
- ・ 施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも叶わないことに留意すること。

- ・ その際、従事者には住民票所在地の市町村から接種券が手元に届いていないため、接種前に、高齢者施設の所在地の市町村に「接種券付き予診票」の発行を依頼する。

市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう異なる日付を設定することも可能。

※高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定している。

※高齢者施設の入所者及び従事者への接種体制構築までのスケジュール（目安）については、参考資料参照。

1. 市町村における衛生部局と介護保険部局の連携構築

- 円滑な予防接種の推進を図るため、市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。
- 介護保険部局については、主に以下の役割が想定される。
 - ・ 都道府県の協力を得ながら、管内市町村の高齢者施設を把握
 - ・ 高齢者施設の入所者の接種場所と接種対象者のうち当該施設での接種を予定する者（以下「接種予定者」という。）の人数（概算）の把握
 - ・ 当該施設内での接種を要する場合において、接種医の確保が困難な施設の把握と接種医の調整（衛生部局において作成された接種実施医療機関リストを用いたマッチング作業等）
 - ・ 高齢者施設の入所者と同時期の接種を行うことを希望する従事者名簿の取りまとめ
 - ・ 接種券付き予診票の発行 等

2. 管内高齢者施設の把握【1月下旬～2月上旬】

- 市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握する。

3. 高齢者施設への接種体制の説明と被予定者数（概算）等の提出依頼【2月上旬】【様式1-1、1-2】

- 市町村は、管内の高齢者施設に対して、当該市町村の接種体制（接種できる医療機関や市町村会場等）を説明する。その際、高齢者施設の入所者については、接種場所の例外（住民票所在地以外での接種）に該当する者も少なくないと考えられることから、住民票所在地の市町村が発行する接種券の入手方法などを丁寧に説明すること。
あわせて、市町村は、高齢者施設のうち、医療の提供を行う介護保険施設については、サテライト型接種施設にもなり得ることから、当該施設で接種を希望する場合には、集合契約等、接種に必要な手続きについても説明を行う。
- 市町村は、接種開始前までにワクチンの必要量の目安や接種医の調整、巡回接種の検討等を行う必要があることから、高齢者施設への接種体制の説明と合わせて、以下について施設から市町村へ報告するように依頼する。
 - ・ 入所者の平時の定期接種を踏まえた接種場所
 - ・ 当該施設での接種予定者数（概算）（従事者が同時期の接種を希望する場合は、その数を含む）

- ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
- ・当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）の確保が困難な施設
- ・その他、市町村が必要とする事項

4. ワクチンの必要量の想定【3月上旬】

- 市町村は、都道府県から分配されたワクチンを、管内の接種実施医療機関へ適切に分配するため、上記3の報告に基づき高齢者施設での接種に必要なワクチン本数（概算）を把握する。その上で、ワクチンの流通単位を踏まえた効率的な予防接種が実施されるように努める。

5. 接種場所の調整【3月】

- 市町村は、上記3で把握した以下の事項について、郡市区医師会の協力を得ながら、高齢者施設（この場合、接種場所）と接種実施医療機関とのマッチングを行う。
 - ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
 - ・当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）の確保が困難な施設
- 上記の調整については、原則、基本型接種施設又サテライト型接種施設から選定することを想定しているが、市町村が設置した会場での接種や巡回接種のためのチームによる複数施設の同日接種も差し支えない。
- 接種医又は巡回接種など方針が決定した場合は、希望した高齢者施設へ報告する。

6. 接種券付き予診票の作成【3月】【様式2】

（高齢者施設の入所者と従事者の同時期の接種に該当する施設のみ）

- 市町村は、高齢者施設の入所者と同時期に接種する従事者に「接種券付き予診票」を発行するため、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）の提出を高齢者施設に依頼する。
- 市町村が、高齢者施設から提出されたリストをワクチン接種円滑化システム（V－SYS）に入力すると、従事者のための「接種券付き予診票」が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等が予め記載されており、市町村は1人につき2枚の予診票を印刷し、高齢者施設を通じて接種対象者に配布する。

高齢者施設による入所者等への接種体制の構築

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

※高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定している。

※高齢者施設の入所者及び従事者への接種体制構築までのスケジュール（目安）については、参考資料参照。

I. 高齢者施設の入所者の接種について

1. 接種に関する意向の市町村への申告等【2月中旬】【様式】

(1) 高齢者施設における接種場所の検討

- 高齢者施設の所在地の市町村から接種体制の説明を受けた後、当該施設の入所者の接種方式の検討を行う。その際、平時の定期接種を基本としつつ、ワクチンの流通単位を踏まえると、効率的な接種が求められるとともに、接種後の健康観察も重要であることから、施設等の特徴を踏まえた上で、接種場所を検討する必要がある。なお、介護保険施設以外の高齢者施設において、当該施設内での接種を検討する場合は、ワクチンの流通単位を踏まえ、無駄なく接種する人数の確保や施設等全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師が確保されていることや、接種後の健康観察が可能であることなどに留意する必要がある。
- 医療の提供を行う介護保険施設においては、サテライト型接種施設となることで、当該施設での接種が可能となる（集合契約への参加が条件）こと、また、介護老人福祉施設では、嘱託医等が所属する医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合で、当該施設で接種を希望する場合は、市町村に相談する。
- 施設等の特性を踏まえた上で、考えられる接種方式については以下のとおりであるが、これ以外の接種方法を妨げるものではない。（参考資料参照）

<介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設>

- ・サテライト型接種施設となり、当該施設で接種すること
- ・施設の医師等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当せず、かつ、当該施設内で接種を要する場合に、各施設が接種対象者のうち接種を予定する者（以下「接種予定者」）の人数（概算）をとりまとめた上で、接種実施医療機関を市町村と相談し調整すること
- ・医療機関受診可能な者が、自身で接種施設を選択すること

<介護老人福祉施設>

- ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）である場合に、巡回により当該施設内で接種すること
- ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当せず、かつ、当該施設内で接種を要する場合に、各施設が接種予定者数（概算）をとりまとめた上で、接種実施医療機関を市町村と相談し調整すること
- ・医療機関受診可能な者が、自身で接種施設を選択すること

＜有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型共同生活介護等＞

- ・医療機関受診可能な者が、自身で接種施設を選択すること
- ・かかりつけの往診医がおり、その往診医が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）の所属である場合に、当該施設内で接種すること
- ・当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な場合は、各事業所が接種予定者数（概算）をとりまとめた上で、接種実施医療機関を市町村と相談し調整すること

（２）接種場所及び被接種者数の報告

- 高齢者施設は、入所者の接種場所の方針を検討し、市町村へ所定の様式を用いて報告する。その際、当該施設で接種を予定している場合は、被接種予定者数（※）も併せて報告する。

※ 後述する「高齢者施設の入所者と従事者の同時期の接種」を行う場合は、併せて接種を希望する従事者の人数も報告する。

- 市町村は、高齢者施設からの報告を受けて、ワクチンの必要量の検討や接種医及び巡回接種の検討を行う。市町村は、検討結果について該当施設へ連絡する。

（３）サテライト型接種施設となることを希望する場合

（主に介護保険施設が該当すると想定）

- サテライト型接種施設として接種を行うことを希望する医療機関は、「２．接種を実施可能にするための手続き」を参照し、集合契約に参加する必要がある。

なお、サテライト型接種施設は、基本型施設１か所につき３か所程度（基本型施設と併せて人口５,０００人に１か所程度）を上限として設置されることが想定されているが、高齢者施設入所者等の接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、設置できる。

２．接種を実施可能にするための手続き（サテライト型接種施設となる場合）

（１）集合契約への参加（委任状の提出）【２月中が望ましい】

- サテライト型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、接種の時期までに十分余裕をもって、取りまとめ先に委任状を提出すること。

（２）V－SYSへの初期登録

- サテライト型接種施設に対しては、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V－SYS」という。）のIDとパスワードが送付される。V－SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V－SYS稼働後速やかに、V－SYSの初期登録を行うこと。

３．入所者への説明及び接種予定者の把握【３月上旬】

（１）施設の入所者への説明

- 高齢者施設は、入所者のうち接種を希望した者に対して、接種券の持参、予診票の記入などが必要であることを説明する。また、入所者が希望する医療機関が、接種実施医療機関であるか確認を行い、市町村の予防接種の手順に沿った対応を行う。

- 接種券については、入所者の住民票記載の住所地に届くことが基本となるため、接種までに入所者の手元に準備する必要がある。

- 原則、住民票所在地の市町村で接種券を用いた接種を行うことが望ましいが、高齢者施設の特徴として、接種場所の例外（住民票所在地以外の場所の接種）を要する入所者

が多いと想定されることから、接種券が入所者の手元に届くまでに時間がかかることに留意する。

(2) 施設の接種予定者リストの作成

- 高齢者施設は、入所者の接種希望や接種場所の確認を記録するための施設全体のリスト（管理簿等）を作成することが望ましい。その際、高齢者施設の従事者についても含めることが望ましい。
- 当該施設内で接種を予定している場合は、必ず接種予定者リストを作成し、接種予定者が予定日時に接種できるようにする（上記のリストと兼ねることも可）。なお、接種予定者の体調に変化があった場合や予診の結果接種が行われなくなった場合はこの限りではない。

(3) 当該施設の接種予定者数の把握

- 当該施設内で接種を予定している高齢者施設は、接種予定者の人数を把握した上で、
 - ・サテライト型接種施設については基本型接種施設へ申告し
 - ・それ以外の施設等については、接種実施医療機関に申告すること。

4. ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- 基本型接種施設はサテライト型接種施設でワクチンの必要量を把握し、サテライト型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、サテライト型接種施設に連絡することになる。
- サテライト型接種施設は、接種日時が判明したら、接種予定者へ連絡すること。
- その他の施設においては、接種実施医療機関から接種日時の知らせがあったら、接種予定者へ連絡すること。
- 基本型及びサテライト型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」を参照すること。

II. 高齢者施設の従事者への接種について

1. 接種希望者への証明書の発行【従事者への接種開始前後】【様式3】

- 高齢者施設の従事者の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、従事者は、高齢者に次ぐ接種順位と位置付けられている。
- 高齢者施設の従事者については、優先的な接種の対象であることを証明する書類等を医療機関で提示することが必要である。
- そのため、高齢者施設は、接種を希望する従事者（以下「接種予定者」という。）に対し、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を接種予定者本人に発行する。

- 接種予定者本人は、住民票所在地の市町村の実施手順に従い、住民票所在地から送付された接種券とともに「証明書」を接種実施医療機関に提出（提示）する。
なお、高齢者施設が発行した「証明書」は、第1回及び第2回ともに使用するものであり、接種実施医療機関では回収されない。
- 万が一、ワクチンの供給量等を踏まえ、高齢者施設の従事者であるか否かに関わらず接種できる時期には、「証明書」の提示は不要である。

2. 高齢者施設の入所者との同時期の接種【3月上旬】【様式2】

(1) 接種機会の提供

- 市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。
【要件（目安）】
 - ・市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
 - ・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
 - ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師が確保されており、接種後の健康観察が可能であること
- その際、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも叶わないことに留意が必要である。

(2) 接種券付き予診票の発行依頼

- 高齢者以外には住民票所在地の市町村から接種券が送付されていないと想定されるため、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要）。
 - ・従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること（万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要）
- 市町村は、高齢者施設から提出されたリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。
- 高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

【様式1-1】接種予定者数（概算）報告（施設等→市町村）

※高齢者施設から市町村へ接種予定者数（概算）を報告する際に活用できます。

[illegible]

※市町村において高齢者施設からの情報を取りまとめる際に活用できます。

市町村名	
------	--

[illegible]

[illegible]

証明書

（ 氏 名 ） について、
（ 施 設 種 別 ） に従事する者であり、
新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象
（高齢者施設等従事者）であることを証します。

令和 年 月 日

（法人名）

（施設名）

（所在地）

（施設連絡先）

（管理者氏名）

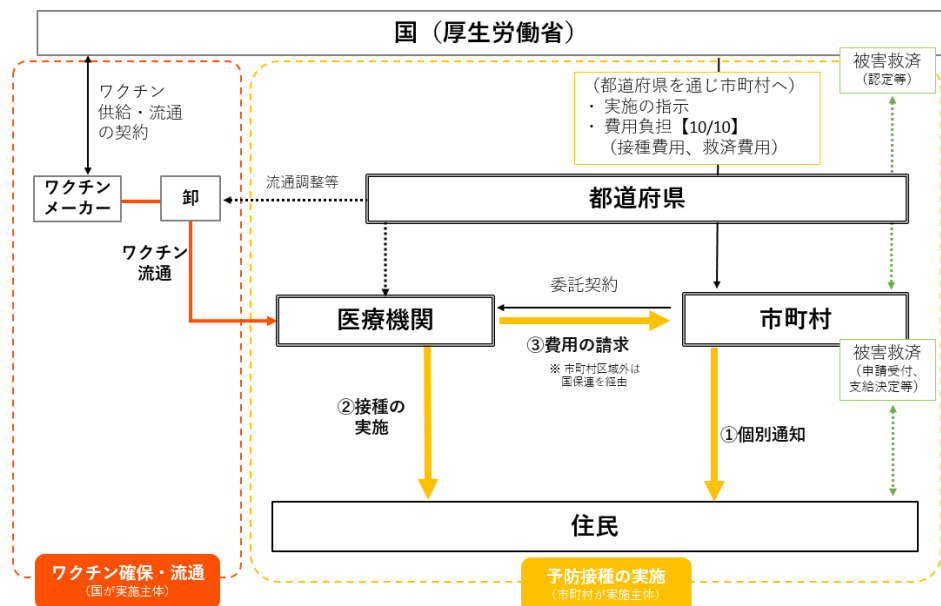
高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※ 現時点の案であり、今後変更もあり得る

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、今回のワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。

2. 事業イメージ



3. 接種券（現時点案）

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2	ワクチン接種	1	回目	
請求先	〇〇県〇〇市	請求先	〇〇県〇〇市	接種年月日	メーカー／Lot No. (シール貼付け)
券番号	1234567890	券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	月 日	
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種場所	
券種	2	ワクチン接種	2	回目	
請求先	〇〇県〇〇市	請求先	〇〇県〇〇市	接種年月日	メーカー／Lot No. (シール貼付け)
券番号	1234567890	券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	月 日	
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種場所	
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。					
氏名	厚生 太郎				
住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99				
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生				
〇〇県〇〇市長 日本 一郎					

※ 接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

4. 接種場所の検討

- ワクチンの接種場所は、市町村が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設での接種や、特養等では施設での巡回接種も可能）いずれでも実施可能である。
- 高齢者施設の入所者の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、接種場所を検討すること。**ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることから、施設等内においての接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

5. 入所者への説明

- 入所者のワクチン接種の希望の有無を確認し、接種を希望する場合には以下のポイントを確認する。

- ① 接種券が手元に届いているか
- ② 希望する医療機関が接種実施医療機関であるか（外部での接種を希望する場合）

＜予防接種当日＞

- ③ 予診票の記入は済んでいるか（本人の意思確認があるか）
- ④ 体調の変化はないか
- ⑤ 接種券と予診票その他必要な持ち物はあるか
- ⑥ （第2回目の場合）第1回目と同じワクチンの種類であるか

＜予防接種後＞

- ⑦ 予防接種済証をもらい、保管しているか
- ⑧ 体調の変化はないか
- ⑨ （第1回目の場合）接種券を保管しているか

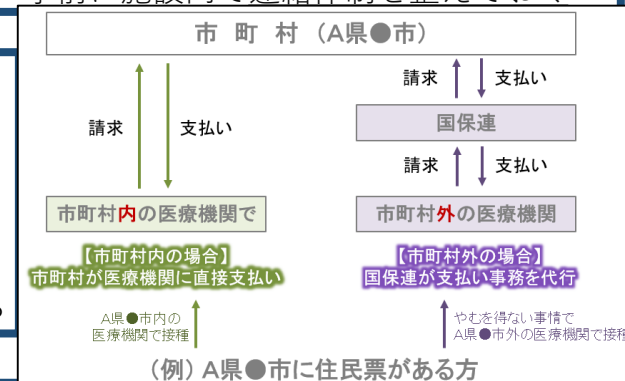
医療機関の所在地の市町村の情報を確認
※介護保険施設の嘱託医等の場合において、
接種実施医療機関でない場合は、市町村
へ相談

意思確認が難しい場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合には接種可能

副反応等による体調の変化に留意する。
※応急対応が可能な状態で観察するほか、
事前に施設内で連絡体制を整えておく

6. 請求事務（医療提供施設で実施した場合のみ）

- 介護老人保健施設等の医療提供施設が接種実施医療機関として実施した場合には、施設等がワクチン接種に係る費用の請求を行う。
- その際、施設所在地と異なる住民票所在地の入所者の費用請求は、国保連へ請求する。
- なお、巡回接種等により実施した場合は、施設等に請求事務は発生しない。



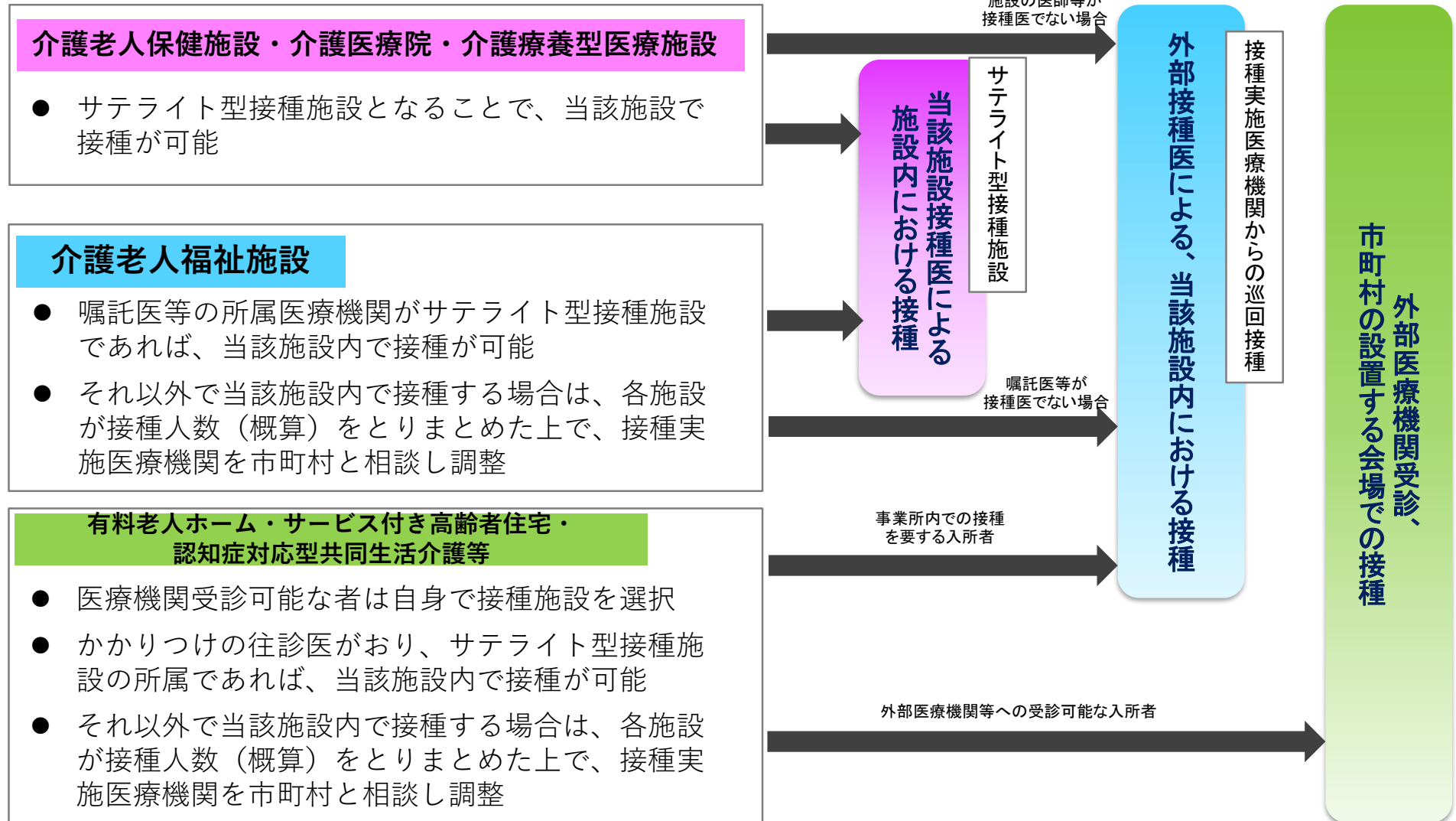
7. 従事者の接種

- 一般の住民と同様に住民票所在地の接種実施医療機関で接種する。ただし、優先接種である証明を接種券と共に医療機関に持参する必要があるため、施設等において従事者に対して証明書を交付する。
- 施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

一定の要件：施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること等

高齢者施設の入所者への接種の進め方(概要)

- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



- 注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。
- 注2) 巡回接種とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機関等が接種会場以外の場所に赴き、接種会場以外の場所において接種を行うことをいう。
- 注3) 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定。
- 注4) 全ての施設種別において、外部医療機関受診や市町村の設置する会場での接種は可能。

高齢者施設の従事者 接種順位の特例

- 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっている。しかしながら、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、**市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない**。その際は、**ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意**すること。
 - ※ 一定の要件：ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること
 - ※ 接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が叶わないことに留意。
- その際、従事者に対しては接種券が届いていないため、**施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市町村へ提出**する。市町村は接種券付き予診票を作成し、発行する。
 - ※ 市町村が設ける会場として高齢者施設を指定し集団的に行う予防接種を実施する場合には、上記と同様な対応は可能である。ただし、従来医療機関でなかった場所に接種会場を設けることとなるため、運営方法については市町村と十分な協議が必要。



市町村

③リストから接種券付き予診票を作成



②接種予定従事者リストの提出

④接種券付き予診票を発行

①接種予定従事者リストの作成

高齢者施設



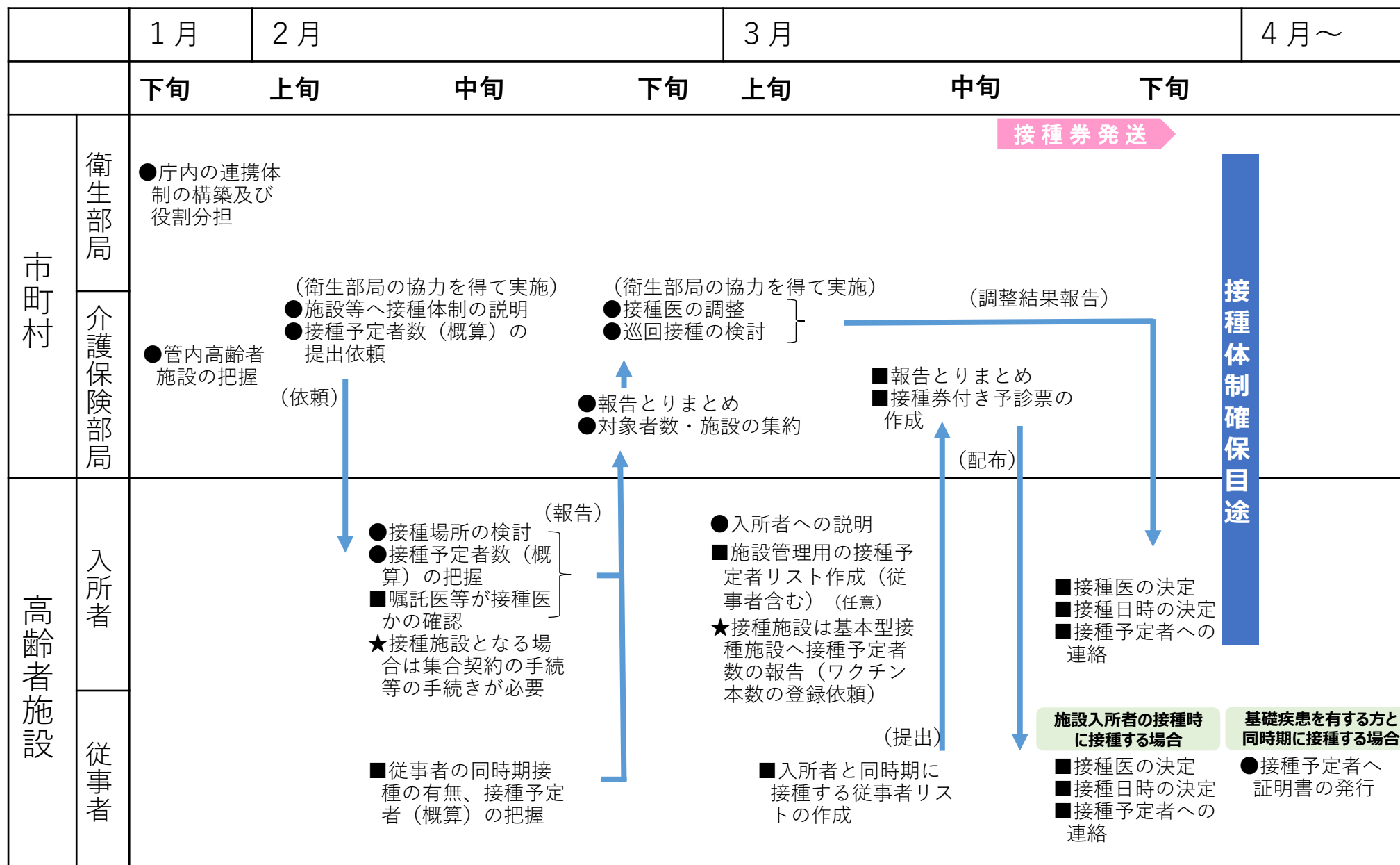
⑤接種医が所属する医療機関で接種予約

ワクチン接種

★リストを作成する際は、従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること。万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、医療機関の請求事務に支障をきたすこととなる。

※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

高齢者施設の入所者及び従事者への接種体制構築までのスケジュール（目安）



新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間に締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、**グループ同士で包括的な契約を行う**。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて**契約数を大幅に抑えられる**。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった**接種済証**を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、**市町村の予防接種台帳**で管理・保存する。

費用の請求・支払い

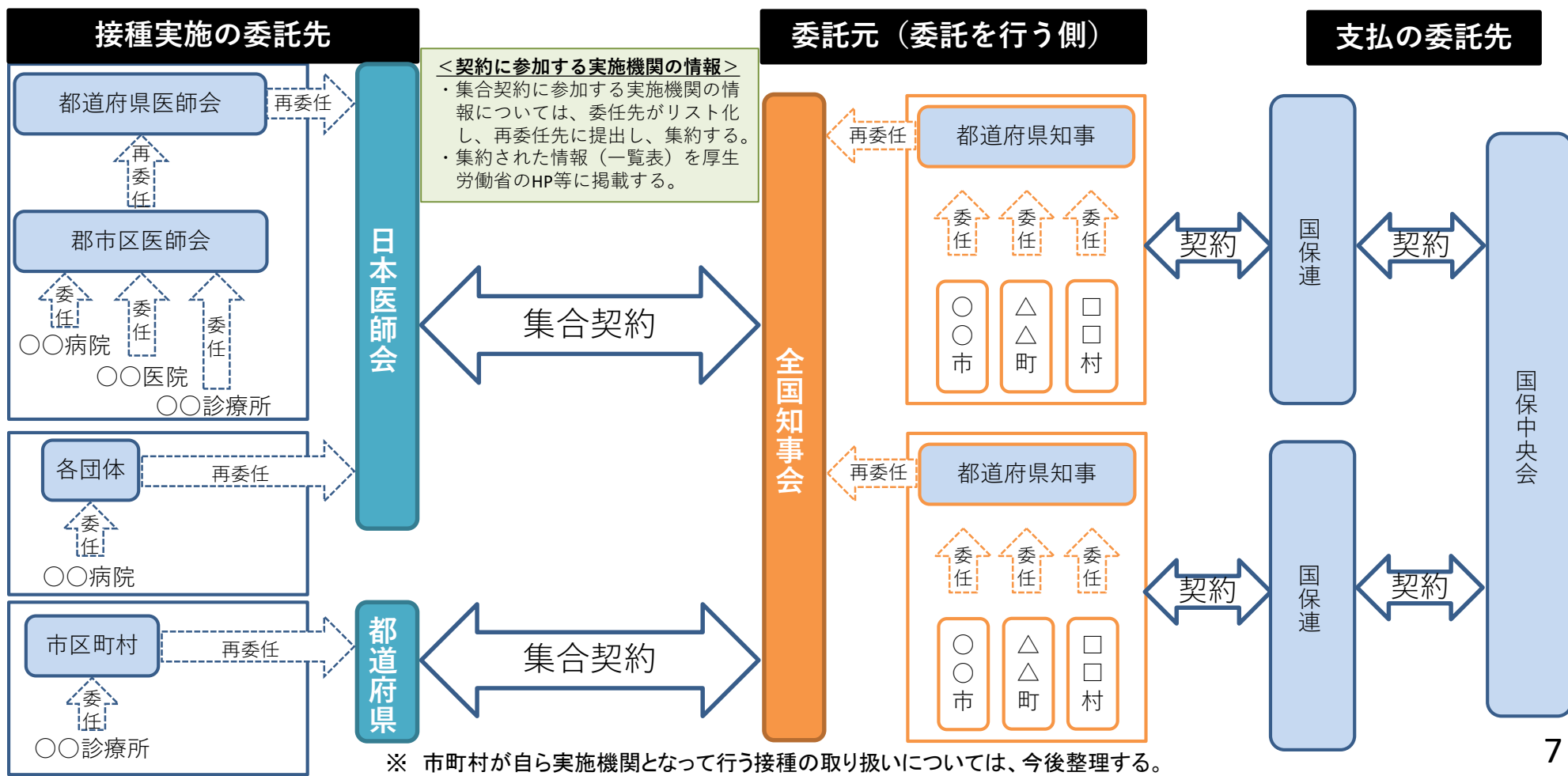
- ・ 住民が**住所地外の実施機関で接種を受けた場合**、市町村の**費用の請求・支払い事務を国保連**で代行する。



新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約
 - ❑ 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
 - ❑ 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
 - ❑ 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。

実施機関（医療機関）



ワクチン製造販売業者による市販直後調査を含む情報の提供等について

- ワクチン接種を開始した後、ワクチン製造販売業者各社がワクチンの適正使用等のため、情報の提供・収集・伝達を実施するが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の医薬情報担当者（MR）の通常訪問による活動が限定される。
- そのため、当該ワクチンの市販直後調査を含む情報提供・収集・伝達は、原則、各ワクチンの製造販売業者からメール等を通じて実施する。現時点では、市販直後調査期間（販売開始から6か月間）は、直後調査の関連通知に基づく頻度でメールを配信する想定。

※市販直後調査：新しい医薬品の販売開始後の6か月間において、製造販売業者が医療機関に対し適正な使用を促すとともに、重篤な副作用等が発生した場合は速やかに当該製造販売業者に報告するよう協力を依頼するもの。個別症例の情報を集めるための調査ではありません。

